

# 税務グループ第2回考査

## 試 験 問 題

### 注意事項


＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答えは配付した解答用紙で作成してください。答案作成には、万年筆又はボールペン（インクはいずれも黒に限る。）のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。なお、黒インク以外、又は鉛筆書きの場合は、その解答用紙を採点しません。
- 5 生年月日、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 6 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 7 解答用紙はA3用紙です。切り離さずに提出してください。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は2時間です。
- 10 試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 試験場で使用が認められるものは、次のとおりです。  
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計（通信機能を有するものや置時計などを除く）。  
使用が認められるもの以外はカバン等にしまい、荷物はすべて足元に置いてください。
- 12 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 13 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル700ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

（解答用紙の氏名等記載例）

※1：所属補習所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること

※2：生年月日は月日（4桁）のみ記載すること 例）2000年1月1日生まれの場合、「0101」と記載

○/○ 2022年期 税務グループ第○回考査 2023.○.○実施											
所属補習所				氏名							
東京				会計 太郎							
生年月日						補習生カード番号(9桁)					
月	日										
0	1	0	1	2	0	2	2	1	1	1	1

## 問題1 法人税法（各論・総合演習）【配点 60 点】

A株式会社（以下「当社」という。）は、自動車部品製造業を営む非同族会社（非上場会社）であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（以下「当期」という。）の事業年度に関して、以下の〔資料1〕から〔資料8〕に基づき、解答用紙の指示に従い、以下の問1から問3に答えなさい。

なお、解答に当たっては、次の〔解答上の留意事項〕に従うものとする。

### 〔解答上の留意事項〕

1. 問1の解答にあたり、金額がゼロのとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しないこと。
2. 問2の解答にあたり、金額がゼロのとき又は該当がないときは解答欄に「なし」と記入すること。
3. 解答にあたり別途指示がない限り、計算過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算すること。
4. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ当社の当期に納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて所得を計算すること。
5. 問題文に示されている金額は全て消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
6. 過去の全ての法人税及び地方法人税の確定申告は、各期の課税所得及び税額を最も少なくなる方法で適法になされているものとする。
7. 当期の確定申告に当たって必要となる明細の記載及び証明書の添付その他の手続きは、いずれも適法に行われているものとする。
8. 当社は、申告期限について1か月延長の特例を受けている。
9. 当社は、産業競争力強化法上の認定事業適用法人には該当しない。
10. 問題文及び解答用紙で「\*\*\*」と記載されている箇所は、記載不要あるいは金額不明なものとして解答しなさい。
11. 問題文中、消費税及び地方消費税は「消費税等」、源泉所得税及び復興特別所得税は「源泉所得税等」と省略している。
12. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないでよい。

### 問1

- (1) 以下の〔所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋・一部簡略）〕の(1)から(24)に該当する金額を解答用紙の解答欄の「総額」欄及び「処分」欄にそれぞれ記入して答えなさい。
- (2) (1)に関連して、法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税を納付した際の所得計算上の取扱いの差異について簡潔に解答欄に記載しなさい。

### 問2

- (1) 以下の〔確定申告納付税額の計算（別表一・抜粋・一部簡略）〕の(25)から(32)に該当する金額を解答用紙の解答欄にそれぞれ記入して答えなさい。
- (2) (1)に関連して、株式会社の場合において、年800万円以下の所得についての軽減税率が適用される資本金の要件を解答欄に記載しなさい。なお、資本金の要件の例外についても記載しなさい。

問3

(1) 当社は甲株式会社（以下「甲社」という。）から自己株式を取得した。自己株式取得による当社及び甲社の法人税法上の取扱いについて、解答用紙の指示に従い解答欄に記入して答えなさい。

①当社の自己株式取得直前の資本金等の額及び利益積立金額は次のとおりである。

資本金等の額 300,000,000 円

利益積立金額 1,200,000,000 円

②当社の自己株式取得直前の発行済株式総数（自己株式の保有はない）は1,000,000株である。

③甲社は数年前より次の当社の株式を継続して保有しており、令和5年1月15日に保有する全株式を当社に譲渡した。譲渡価額は1株800円（適正な時価）、総額80,000,000円である。

甲社の保有する当社の株式数 100,000株

甲社の当社株式の取得価額（総額）40,000,000円

(2) (1)に関連して、自己株式を取得する場合、株式の発行会社が上場会社と非上場会社とで、どのような取扱いの差異があるか、発行会社の資本金等の額と利益積立金額の減少額の取扱いについて簡潔に解答欄に記載しなさい。

[所得の金額の計算に関する明細書（別表四・抜粋・一部簡略）]

(単位：円)

区分		金額
当期利益又は欠損金額		(1)
加	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	(2)
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	(3)
	損金経理をした納税充当金	(4)
	租税公課のうち損金不算入額	(5)
	減価償却の償却超過額	(6)
	役員分給与（賞与分）の損金不算入額	(7)
	賞与引当金（従業員分）繰入額の損金不算入額	(8)
	交際費等の損金不算入額	(9)
	貸倒損失のうち損金不算入額	(10)
	土地取得のための経費の損金不算入額	(11)
	法人税等調整額	(12)
	その他の加算項目	***
	小計	
減	納税充当金から支出した事業税等の金額	(13)
	B株式受取配当等の益金不算入額	(14)
	C株式受取配当等の益金不算入額	(15)
	D株式受取配当等の益金不算入額	(16)
	役員賞与引当金繰入額認容	(17)
	賞与引当金（従業員分）繰入額認容	(18)
	法人税等調整額	(19)
	その他の減算項目	***
小計		76,057,000

仮計	(20)
法人税から控除される所得税額	(21)
合計	(22)
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（解答欄の金額には△は付さない）	(23)
所得金額又は欠損金額	(24)

[確定申告納付税額の計算（別表一・抜粋・一部簡略）] (単位：円)

法人税額の計算	
所得金額又は欠損金額（千円未満切り捨て）	(25)
上記のうち年 800 万円相当額以下の金額の 15%相当額	(26)
その他の所得金額の 23.2%相当額	(27)
法人税額計	(28)
控除税額	(29)
差引所得に対する法人税額（百円未満切り捨て）	(30)
中間申告分の法人税額	(31)
差引確定法人税額	(32)

[資料 1] 計算書類（一部抜粋）

1. 損益計算書（一部抜粋） (単位：円)

(省略)	
税引前当期純利益	189,740,606
法人税、住民税及び事業税	35,125,206
法人税等調整額	22,000,000
当期純利益	132,615,400

2. 株主資本等変動計算書（一部抜粋） (単位：円)

	資本金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	300,000,000	25,000,000	100,000,000	900,000,000
当期変動額				
剰余金の配当				△15,000,000
剰余金の配当に伴う				
利益準備金の積立て		1,500,000		△1,500,000
当期純利益				132,615,400
当期変動額合計	—	1,500,000	—	116,115,400
期末残高	300,000,000	26,500,000	100,000,000	1,016,115,400

[資料2] 税金等の納付及び経理処理の状況

当社の当期の税金等の納付及び経理処理の状況は、以下の表のとおりである。

なお、以下の表において正の数値は借方金額を、△が付されている金額は貸方金額である。

(単位：円)

	損益計算書		貸借対照表
	租税公課	法人税、住民税 及び事業税	未払法人税等
期首残高	—	—	△14,643,800
前期分の確定納付			
法人税			7,091,200
地方法人税			739,200
住民税			1,011,400
事業税（所得割）			344,300
事業税（付加価値割）			3,913,200
事業税（資本割）			787,500
特別法人事業税			757,000
当期分の中間納付			
法人税		10,413,600	
地方法人税		1,083,000	
住民税		1,358,500	
事業税（所得割）		514,200	
事業税（付加価値割）	3,435,300		
事業税（資本割）	787,500		
特別法人事業税		1,131,400	
その他	(注2) ***	—	—
源泉所得税等（注1）	—	291,106	—
期末における法人税、住民税 及び事業税の確定納付額の 見積計上	5,051,200	20,333,400	△25,384,600
期末残高	***	35,125,206	△25,384,600

(注1) 預金の利子及び配当金に係る源泉所得税等である。

(注2) 租税公課のその他には、次のものが含まれている（単位：円）。

①	申告期限延長に係る利子税	8,000
②	源泉所得税等に係る不納付加算税	15,000

[資料3] 配当及び受取利息に係る事項

(単位：円)

銘柄	区分	上場・ 非上場の別	配当及び 利息の額	源泉所得税等 の金額	当社の 持株割合	
B株式	剰余金の配当	非上場	500,000	101,200	7%	(注1)
C株式	剰余金の配当	上場	400,000	61,260	0.1%	(注1)
D株式	剰余金の配当	非上場	600,000	122,520	100%	(注1)
銀行預金	預金利息	—	40,000	6,126	—	—
合計			1,540,000	291,106		

(注1) B株式、C株式及びD株式については、いずれも数年前に取得したもので、この配当に係る計算期間の初日から末日まで継続して「当社の持株割合」の欄記載の割合の株式を保有している。

[資料4] 役員及び従業員給与に係る事項

(単位：円)

氏名	役職名	当期に支給した金額			
		役員分(注1)		従業員分	
		報酬(注2)	賞与(注3)	給与	賞与(注4)
E	代表取締役社長	24,000,000	5,000,000	—	—
F	専務取締役	18,000,000	3,000,000	—	—
G	取締役営業部長	3,600,000	800,000	6,000,000	1,000,000
H	監査役	8,400,000	—	—	—
	その他の従業員分	—	—	250,000,000	80,000,000
	合計	54,000,000	8,800,000	256,000,000	81,000,000

(注1) 役員報酬(賞与も含む)は株主総会での適法な決議に基づき決定されており、不相当に高額なものはない。また、所轄の税務署長には役員給与に関する届出書は何ら提出していない。

(注2) 役員報酬は、令和4年4月から令和5年3月まで毎月同額を支給したものである。

(注3) 役員賞与については、前期末に役員賞与引当金として費用計上しており、令和4年6月の株主総会での承認後、引当額と同額を支給したものである。

(注4) 年2回の従業員賞与の支給に備えるため、賞与引当金を計上している。前期末の賞与引当金残高は40,000,000円、当期末の賞与引当金残高は42,000,000円である。なお、賞与に係る社会保険料等については考慮しなくてよい。

[資料5] 交際費等に関する事項

当期の交際費等(租税特別措置法第61条の4第1項、第6項、同法施行令第37条の5)の金額は次のとおりである。なお、括弧内の金額は、このうち接待飲食費に該当するものである。

売上原価のうちの交際費 2,000,000円(1,000,000円)

販売費及び一般管理費のうちの交際費 3,000,000円(1,800,000円)

[資料6] 貸倒損失に関する事項

- ① I社に対する貸付金残高は3,000,000円（令和5年1月31日発生）であったが、I社が令和5年3月15日に破産手続申立てをしたことから、その全額を貸倒損失に計上した。
- ② J社に対する貸付金残高は5,000,000円であったが、J社の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになったので（担保物もなく、保証人もいない）、その全額を貸倒損失に計上した。

[資料7] 固定資産の取得に関する事項

- (1) 令和4年8月1日に工場建設用地としてK土地を取得した。このK土地の取得に関して支出した金額のうち、次のものを費用に計上した。

内容	金額（単位：円）
所有権移転登記に係る登録免許税	2,000,000
所有権移転登記に係る司法書士報酬	400,000
不動産会社へ支払った仲介手数料	6,000,000
不動産取得税	4,000,000

- (2) 当社内のシステム開発部門において令和4年4月から当社の販売管理システムを開発し、令和4年10月1日に事業の用に供した。そのシステム開発に要した費用は8,000,000円であるが、その全額を当期の費用に計上した。なお、ソフトウェアの耐用年数は5年（定額法の償却率0.2）である。

[資料8] 欠損金に関する事項

発生事業年度	控除未済青色欠損金額（単位：円）
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	60,000,000
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	90,000,000
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	50,000,000

**問題2 法人税法（組織再編税制）【配点 20 点】**

※各問題で登場する企業や個人は、各問題のみで使用されるものであり、互いに関連しないので注意すること。

問1 以下の文章の内容が正しいければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

(1)	<p><b>【適格要件－対価】</b></p> <p>甲社はA社の発行済株式の全部を保有している。A社がB社を吸収合併する際に、B社の株主に合併の対価としてA社株式と甲社株式以外の資産を交付しない場合においては、A社株式と甲社株式の双方を交付したとしても、合併対価を理由として非適格合併として取り扱われることはない。</p>
(2)	<p><b>【適格要件－スクイズアウト】</b></p> <p>株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式の 1/2 超を株式交換の直前において保有している場合、株式交換の対価として株式交換完全子法人の他の株主に対して金銭等のみを交付したとしても、金銭等の交付を原因として非適格株式交換に該当することはない。</p>
(3)	<p><b>【適格要件－完全支配関係内再編】</b></p> <p>甲社は乙社の議決権株式（発行済株式総数に占める割合 98%）の全部を保有しており、乙社の無議決権株式（発行済株式総数に占める割合 2%）はA社が保有している。なお、A社と甲社の間には株式の保有関係はない。</p> <p>甲社が乙社を吸収合併し、A社に合併の対価として適正な合併比率に基づく甲社の無議決権株式を交付することとした。この場合、甲社と乙社の間には完全支配関係が存在するものとして、適格合併か否かを判定することとなる。</p>
(4)	<p><b>【適格要件－現物分配】</b></p> <p>P社（外国法人、日本に恒久的施設なし）は甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社は利益剰余金の分配を行い、保有している土地をP社に交付した。この現物分配は非適格現物分配に該当する。</p>
(5)	<p><b>【適格要件－支配関係内再編】</b></p> <p>甲社はA社の発行済株式の 60%を保有している。A社は新設分割型分割を行い、B社（新設）はα事業（事業に係る主要な資産等や従業者）を承継した。</p> <p>分割の直後において甲社はA社及びB社の発行済株式の 60%を有しているが、事業を移転した後のA社株式の全部をP社に売却する予定である。この分割は、分割法人であるA社と分割承継法人であるB社の間の支配関係の継続が見込まれていないことから、非適格分割に該当する。</p>



<p>(6)</p>	<p><b>【適格要件－共同事業要件】</b></p> <p>甲社（合併法人）は乙社（被合併法人）を吸収合併し、対価として乙社株主に甲社株式を交付する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、また、乙社には発行済株式の過半数を保有する株主は存在していない。</p> <p>本件合併は共同事業要件により適格合併か否かを判断する。要件の一つに株式継続保有要件（乙社株主が合併により交付を受けた甲社株式を継続保有する見込みがあること）があるが、本件合併においてはこの要件の充足は不要である。</p>
<p>(7)</p>	<p><b>【適格要件－共同事業要件】</b></p> <p>甲社（合併法人）は乙社（被合併法人）を吸収合併し、対価として甲社株式を交付する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、また、乙社には発行済株式の過半数を保有する支配株主は存在しない。</p> <p>本件合併は共同事業要件により適格合併か否かを判断する。事業規模同等要件については、合併の直前において甲社と乙社の資本金の額の比が5倍以内であれば、合併前の甲社と乙社の主要な事業に係る売上高及び従業員数の比が20～30倍程度であったとしても、要件を充足していると判定される。</p>

問2 甲社は乙社を吸収合併した。甲社と乙社に資本関係・持株関係はなく、乙社の合併直前の税務上の貸借対照表（合併にかかる課税計算前）とその他の前提条件は以下のとおりである。

乙社税務貸借対照表（単位：千円）

資産	50,000	負債	15,000
(時価 80,000)		資本金等	10,000
		利益積立金	25,000

- 甲社は合併の対価として自社の新株のみを交付し、交付された甲社の新株の時価は120,000千円であった。
- 乙社株主が保有する乙社株式の簿価は30,000千円であった。
- 合併による未払税金を計算する際の法人税等（事業税等は除く）の税率は30%とし、源泉所得税等の法人税等以外の税金の処理は無視する。

◆当該合併が「適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～②に当てはまる金額（単位：千円）を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、千円未満の端数が生じる場合は端数を切捨てして解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

資産	<input type="text"/>	負債	<input type="text"/>
		合併による未払税金	<input type="text"/>
		資本金等	①
		利益積立金	<input type="text"/>

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	②	乙社株式	<input type="text"/>
		みなし配当	<input type="text"/>
		株式譲渡損益	<input type="text"/>

◆前提条件の一つ目を、「甲社は合併の対価として自己の新株と金銭を交付し、交付された甲社の新株の時価は120,000千円、交付金銭は20,000千円であった。」と読み替えなさい。

その上で、当該合併が「非適格合併」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄③～⑩に当てはまる金額（単位：千円）又は項目名を解答しなさい。⑩については譲渡損である場合は金額を負数で示しなさい。なお、項目名又は金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「-」と解答し、千円未満の端数が生じる場合は端数を切捨てして解答しなさい。

【甲社の合併受入仕訳】

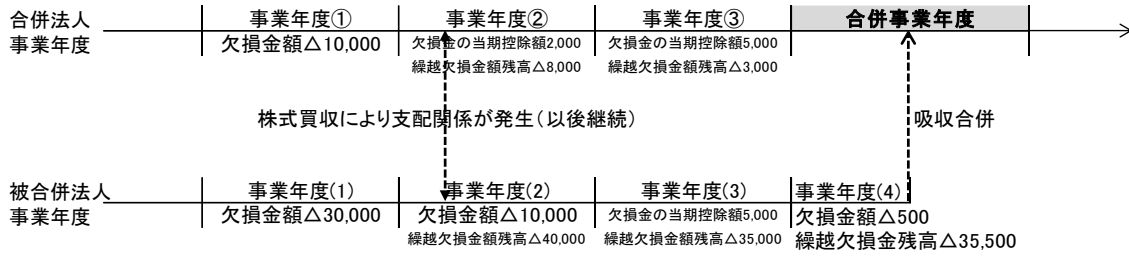
資産	<input type="text"/>	負債	<input type="text"/>
( ③ )	④	合併による未払税金	⑤
		現金	<input type="text"/>
		資本金等	⑥
		利益積立金	⑦

【乙社株主の仕訳】

甲社株式	⑧	乙社株式	<input type="text"/>
現金	<input type="text"/>	みなし配当	⑨
		株式譲渡損益	⑩

問3 以下の設問に答えなさい。なお、問題中の金額数値の単位は全て千円である。

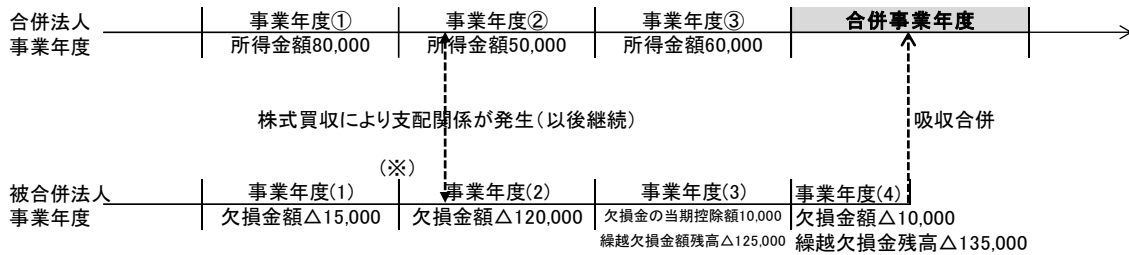
1. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。



（その他の前提）

- ・吸収合併は支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)と(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は200,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の中小法人等である。

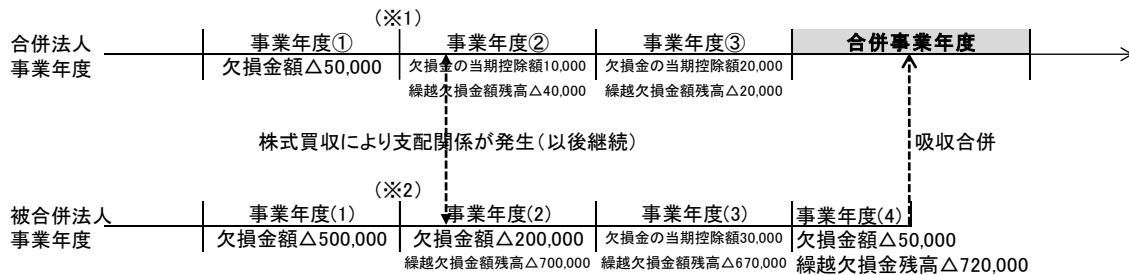
2. 以下の場合において、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。



（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額150,000である。
- ・(※)の時点において被合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は3,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の中小法人等である。

3. 以下の場合において、特例計算適用の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額（単位：千円）を答えなさい。



（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は800,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み益)は40,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の時価純資産超過額(会社全体の含み損)は80,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上の中小法人等である。

**問題3 法人税法（グループ法人税制・グループ通算制度）【配点 20 点】**

問1 グループ法人税制に関する以下の(1)～(4)の記述は全て誤りを含んでいる。誤っていると考えられる箇所について、解答用紙にその理由を書きなさい。

- (1) グループ法人税制は、グループ通算制度とは別個の単体課税制度の特例として位置づけられており、納税者はいずれかの特例の適用を選択することができる。
- (2) 一の者が発行済株式等の全部を保有するかどうかの判定に当たっては、従業員持株会が保有する株式及びストック・オプションの行使により役員または使用人が取得した株式の総数が、発行済株式（自己株式を除く）の総数に占める割合が3%未満である場合には、完全支配関係が成立しているものとして取り扱われる。
- (3) 譲渡損益の繰延べ対象となる「譲渡損益調整資産」とは、固定資産、棚卸資産、有価証券、金銭債権及び繰延資産のうち、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上のものをいう。
- (4) P社により発行済株式の全部を保有されているS1社株式について生じた清算損は、P社の課税所得の金額の計算上、損金の額に算入される。

問2 グループ通算制度に関する以下の文章の空欄①～⑥に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。

- (1) 内国法人である（ ① ）または協同組合等以外の法人は、通算親法人になることができない。
- (2) グループ通算制度における繰越欠損金には（ ② ）欠損金と（ ③ ）欠損金があり、（ ② ）欠損金は通算グループ全体で利用可能であるのに対し、（ ③ ）欠損金はその欠損金が生じた通算法人の（ ④ ）の金額からのみ控除が可能である。
- (3) グループ通算制度では、各（ ⑤ ）が納税義務を負うこととなるほか、（ ⑤ ）相互間で連帯納付責任を負う。ただし（ ⑥ ）の収受（精算）は任意とされている。

問3 以下の<資料>を読み、設問に答えなさい。

※1 解答すべき金額は円単位で記入すること。

※2 解答すべき金額がゼロの場合には、解答欄に「-」を記入すること。

<資料>

- ・内国法人P社、S1社、S2社、S3社は、P社を通算親法人としてグループ通算制度を適用している。
- ・当通算事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の末日における各社の資本金額及び当通算事業年度の各社の通算前所得金額は下表のとおりである。（単位：円）

	P社	S1社	S2社	S3社
資本金額	300,000,000	10,000,000	10,000,000	50,000,000
通算前所得金額	10,000,000	△5,000,000	△3,000,000	2,500,000

- ・各通算法人は繰越欠損金を有していない。
- ・当通算事業年度における法人税率は下表のとおりである。

区分		法人税率
中小通算法人	年800万円以下の部分	15.0%
	年800万円超の部分	23.2%
中小通算法人以外の通算法人		23.2%

- ・地方法人税及びその他の地方税は考慮しなくてよい。

- ・当通算事業年度の損益通算額について通算税効果額の精算を行うものとする。通算税効果額は、損益通算による損金又は益金算入額に当通算グループに適用される法人税率を乗じた金額とする。

1. 以下は当通算事業年度における所得及び税額の計算表である。当該計算表における損益通算以下の計算を実施し、空欄①～⑥の金額を答えなさい。なお、損益通算による損金算入額が生じる場合には、金額の前に「△」を記入すること。

【税金計算表】

(単位：円)

	P社	S1社	S2社	S3社	合計
通算前所得金額	10,000,000	△5,000,000	△3,000,000	2,500,000	4,500,000
損益通算	①	②	③	④	
通算後所得金額					
法人税額	⑤			⑥	

2. 以下はP社とS1社の当通算事業年度の税金計上仕訳である。科目名A～Dと金額⑦～⑨を答えなさい。科目名は以下の一覧から記号で答えること。

【P社の税金計上仕訳】

(単位：円)

科目名	金額		科目名	金額
A	⑦		未払法人税等	⑤
			B	⑧

【S1社の税金計上仕訳】

(単位：円)

科目名	金額		科目名	金額
C	⑨		D	⑨

【科目名】

ア：法人税、住民税及び事業税	イ：未払法人税等	ウ：未収還付法人税等
エ：未払金	オ：未収入金	カ：法人税等調整額
キ：繰延税金資産	ク：繰延税金負債	

以上

(この面は計算用紙として使用してよい)

(この面は計算用紙として使用してよい)